

(社会福祉法施行規則第3条第1項、第2項、第3項関連)

## 定款変更認可申請書 提出書類一覧

添付書類	変更事項	事業目的の追加		役員定数の変更	資本・財産の変更			準則改正に伴う条文整理	備考	
		設置経営	受託経営		新築	増改築	削除			
1	定款変更認可申請書								2部	
2	理事会および評議員会議事録(写) ( ー原本証明が必要)									
3	財産目録		-	-	-	-	-	-		
4	変更後の定款								2部	
5	現行の定款									
6	添付書類目録(目次)			-			-	-		
7	事業計画書			-	-	-	-	-		
8	収支予算書			-	-	-	-	-		
9	受託事業の概要説明書	-		-	-	-	-	-		
10	受託契約書(写)	-		-	-	-	-	-		
11	関係条例(写)	-		-	-	-	-	-		
12	施設建設関係書類			-	-		-	-		
13		予算書または決算書		-	-		-	-		
14		補助金等の交付決定書(写)		-	-		-	-		
15		借入金関係書類			-	-		-	-	
16			借入金関係書類		-	-		-	-	
17			借入金関係書類		-	-		-	-	
18			借入金関係書類		-	-		-	-	
19			借入金関係書類		-	-		-	-	
20			借入金関係書類		-	-		-	-	
21		建築関係書類			-	-		-	-	
22			建築関係書類		-	-		-	-	
23			建築関係書類		-	-		-	-	
24		残高証明書		-	-		-	-		
25		法人本部会計等決算書		-	-		-	-		
26		工事関係契約書、見積書、領収書(写)		-	-		-	-		
27		不動産登記簿謄本		-	-		-	-		
28		建築確認書(写)		-	-		-	-		
29		図面		-	-		-	-		
30		施設長就任承諾書、履歴書および施設長の資格を有する書類			-	-		-	-	
31		廃止事業にかかる財産の処分方法	-	-	-	-	-	-	-	
32	事業の廃止届(写)または認可書(写)等	-	-	-	-	-	-	-		
33	基本財産処分承認書(写)	-	-	-	-	-	-	-		

印...必ず添付が必要な書類 / ...施設整備を伴わない場合は不要  
提出部数については、定款変更認可申請書(かがみ)と変更後の定款のみ2部必要。他は1部で可。

# 定款変更認可申請提出にあたっての チェックシート

申請書の正本を提出する際は、必ずこのシートを添付してください。  
定款変更事務の迅速化・効率化を図るため、ご協力をお願いします。

法人名	社会福祉法人
代表者名	
法人事務所所在地	〒
本部事務所の名称	
認可通知の送付先 ( と同様の場合は記載不要)	〒
定款事務担当者	職 名
	(ふりがな)
	氏 名
担当者の連絡先	電 話
	F A X
	e-mail
<b>チェック事項</b>  特に誤りが多い 4項目です。 <u>必ず確認のうえ          塗りつぶす等の          チェックを付し          てください。</u>	<u>F A Xによる県の事前審査を終了していますか。</u> (行政手続法による県の審査の標準処理期間は1か月とされていますが、これは適正な書類をに受理した日からの起算です。申請日と代表者印を付した正本は、必ずF A Xにより県担当者の事前内容審査を終えてから提出してください。)
	<u>申請書に代表者印の押印もれはありませんか。</u> (せっかく事前審査を終えても、送付状(本来不要)にのみ押印して、肝心の申請書に押印漏れのケースが多いです。)
	<u>必要な書類に原本証明が付されていますか。</u> (添付書類は原則として原本を添付していただきますが、役員会の議事録等原本を提出できない書類については写しに原本証明を付したものを提出してください。)
	<u>提出部数に誤りはありませんか。</u> (申請書(15号通知別記第1様式第2)と新定款のみ2部、その他は1部となっています。申請書類一覧にて今一度どんな書類の添付が必要か確認してください。)

上記事項を確認のうえ、申請書を提出します。

提出日 平成 年 月 日 ( 郵送 ・ 持参 )

# 定款変更認可申請提出にあたっての チェックシート

申請書の正本を提出する際は、必ずこのシートを添付してください。  
定款変更事務の迅速化・効率化を図るため、ご協力をお願いします。

法人名	社会福祉法人	福祉会
代表者名	理事長 滋賀 太郎	
法人事務所所在地	〒 520-8577	大津市京町四丁目 1 - 1
本部事務所の名称	第 1 作業所	
認可通知の送付先 ( と同様の場合は記載不要)	〒	と同じ
定款事務担当者	職 名	施設長
	(ふりがな)	おうみ はなこ
	氏 名	近江 花子
担当者の連絡先	電 話	077-528-3541
	F A X	077-528-4853
	e-mail	ec0002@pref.shiga.lg.jp
チェック事項  特に誤りが多い 4項目です。 <u>必ず確認のうえ 塗りつぶす等の チェックを付し て下さい。</u>	✓	<u>F A Xによる県の事前審査を終了していますか。</u> (行政手続法による県の審査の標準処理期間は1か月とされていますが、これは適正な書類をに受理した日からの起算です。申請日と代表者印を付した正本は、必ずF A Xにより県担当者の事前内容審査を終えてから提出してください。)
	✓	<u>申請書に代表者印の押印もれはありませんか。</u> (せっかく事前審査を終えても、送付状(本来不要)にのみ押印して、肝心の申請書に押印漏れのケースが多いです。)
	✓	<u>必要な書類に原本証明が付されていますか。</u> (添付書類は原則として原本を添付していただきますが、役員会の議事録等原本を提出できない書類については写しに原本証明を付したものを提出してください。)
	✓	<u>提出部数に誤りはありませんか。</u> (申請書(15号通知別記第1様式第2)と新定款のみ2部、その他は1部となっています。申請書類一覧にて今一度どんな書類の添付が必要か確認してください。)

上記事項を確認のうえ、申請書を提出します。

提出日 平成19年4月20日( 郵送 ) ・ 持参 )

## 障害福祉サービス事業等へ移行した場合の事業目的の記載方法

従前の記載方法	障害福祉サービス事業等へ移行した場合の記載方法
<p>第1種社会福祉事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・身体障害者療護施設（園）の設置経営</li> <li>・知的障害者更生施設（園）の設置経営</li> </ul>	<p>第1種社会福祉事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者支援施設の経営</li> </ul> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 事業所名は記載不要。</li> <li>2 日中活動部分の事業については障害者支援施設と一体的に運営される事業であることから、記載は不要。</li> <li>3 上記以外の障害福祉サービス事業を実施する場合は「障害福祉サービス事業の経営」と記載する。</li> </ol>
<p><b>第1種</b>社会福祉事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・身体障害者授産施設（作業所）の設置経営</li> <li>・身体障害者小規模通所授産施設（作業所）の設置経営</li> <li>・身体障害者福祉工場（工場）の設置経営</li> <li>・知的障害者授産施設（産業所）の設置経営</li> <li>・知的障害者小規模通所授産施設（作業所）の設置経営</li> <li>・精神障害者授産施設（産業所）の設置経営</li> <li>・精神障害者小規模通所授産施設（作業所）の設置経営</li> </ul>	<p><b>第2種</b>社会福祉事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・障害福祉サービス事業の経営</li> </ul> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 事業所名は記載不要。</li> <li>2 複数の事業を実施する場合も「<u>障害福祉サービス事業の経営</u>」で包括的に記載する。</li> </ol> <p>[参考] 障害福祉サービス事業（具体的記載は不要）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・居宅介護</li> <li>・重度訪問介護</li> <li>・行動援護</li> <li>・療養介護</li> <li>・生活介護</li> <li>・児童デイサービス</li> <li>・短期入所</li> <li>・重度障害者等包括支援</li> <li>・共同生活介護</li> <li>・施設入所支援</li> <li>・自立訓練（機能訓練）</li> <li>・自立訓練（生活訓練）</li> <li>・就労移行支援</li> <li>・就労継続支援 A 型</li> <li>・就労継続支援 B 型</li> <li>・共同生活援助</li> </ul>
<p>第2種社会福祉事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童居宅介護等事業（移動介護を除く）</li> <li>・児童デイサービス事業（園）</li> <li>・児童短期入所事業（園）</li> <li>・身体障害者居宅介護等事業（移動介護を除く）</li> <li>・身体障害者短期入所事業（園）</li> <li>・知的障害者居宅介護等事業（移動介護を除く）</li> <li>・知的障害者短期入所事業（××園）</li> <li>・知的障害者地域生活援助事業（××園）</li> <li>・精神障害者居宅生活支援事業（移動介護を除く）</li> </ul>	<p>第2種社会福祉事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・障害福祉サービス事業の経営</li> </ul> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 事業所名は記載不要。</li> <li>2 複数の事業を実施する場合も「<u>障害福祉サービス事業の経営</u>」で包括的に記載する。</li> </ol> <p>[参考] 障害福祉サービス事業（具体的記載は不要）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・居宅介護</li> <li>・重度訪問介護</li> <li>・行動援護</li> <li>・療養介護</li> <li>・生活介護</li> <li>・児童デイサービス</li> <li>・短期入所</li> <li>・重度障害者等包括支援</li> <li>・共同生活介護</li> <li>・施設入所支援</li> <li>・自立訓練（機能訓練）</li> <li>・自立訓練（生活訓練）</li> <li>・就労移行支援</li> <li>・就労継続支援 A 型</li> <li>・就労継続支援 B 型</li> <li>・共同生活援助</li> </ul>

従前の記載方法	障害福祉サービス事業等へ移行した場合の記載方法
<p>第2種社会福祉事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害児相談支援事業（ 支援センター）</li> <li>・ 身体障害者相談支援事業（ 支援センター）</li> <li>・ 知的障害者相談支援事業（ × × 支援センター）</li> </ul>	<p>第2種社会福祉事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 相談支援事業の経営</li> </ul> <p>以下の地域生活支援事業を含む。 （市町村事業）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市町村相談支援強化事業</li> <li>・ 住宅入居等支援事業</li> <li>・ 成年後見制度利用支援事業</li> <li>・ 障害者相談支援事業</li> <li>・ 地域自立支援協議会</li> </ul> <p>（注）上記以外の事業は公益事業 コミュニケーション事業は公益事業として整理されるが、身体障害者福祉法に基づく手話通訳事業を実施している場合は第2種社会福祉事業として整理する。</p> <p>（都道府県事業）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 発達障害者支援センター運営事業</li> <li>・ 障害者就労・生活支援センター運営事業</li> <li>・ 高次脳機能障害者支援普及事業</li> <li>・ 障害児等療育支援事業</li> <li>・ 都道府県相談支援体制整備事業</li> <li>・ 精神障害者退院促進支援事業</li> <li>・ 都道府県自立支援協議会</li> </ul> <p>（注）上記以外の事業は公益事業</p>
<p>第2種社会福祉事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 身体障害者福祉ホーム（ 園）の設置経営</li> <li>・ 知的障害者福祉ホーム（ × × 園）の設置経営</li> </ul>	<p>第2種社会福祉事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 福祉ホームの経営</li> </ul> <p>事業所名は記載不要。 市町村事業、都道府県事業とも同じ。 地域生活支援事業のうち、上記以外の事業は公益事業とする。ただし、規模が小さく社会福祉事業と一体的に行われる事業については定款への記載は不要（県と事前調整必要）。</p>
<p>第2種社会福祉事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 児童居宅介護等事業（移動介護）</li> <li>・ 身体障害者居宅介護等事業（移動介護）</li> <li>・ 知的障害者居宅介護等事業（移動介護）</li> <li>・ 精神障害者居宅生活支援事業（移動介護）</li> </ul>	<p>第2種社会福祉事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 移動支援事業の経営</li> </ul> <p>事業所名の記載は不要。</p>
<p>第2種社会福祉事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 身体障害者デイサービス事業（ 園）</li> <li>・ 知的障害者デイサービス事業（ × × 園）</li> </ul>	<p>第2種社会福祉事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害福祉サービス事業の経営</li> </ul> <p>または</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域活動支援センターの経営</li> </ul> <p>事業所名の記載は不要。 平成19年4月以降は障害福祉サービス事業においてデイサービス事業がなくなることから、4月以降実施する事業に応じた記載とする。</p>